



情報倫理研究プロジェクト 報告

(2008年12月20日 明治大学)

信託と倫理

—企業の社会的責任の論拠について—

立命館大学 大学院

高田 一樹(TAKADA Kazuki)

1 問題関心

- 企業の社会的責任の論拠について。
- 信託を論拠に据えた、会社の政治、経済、倫理の布置。
- 倫理に依拠して企業の社会的責任を論じる意味。
- なぜ企業倫理学が企業の社会的責任を論じるのか。



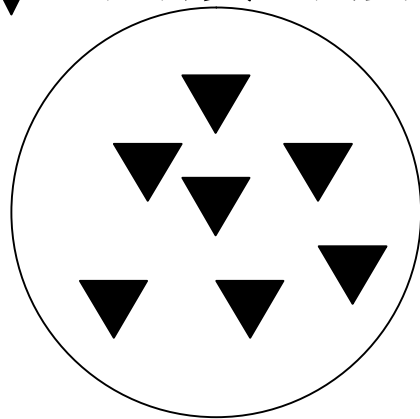
2-1 責任の帰属について

- 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)。
- 企業と会社の違い。
 - 企業に含まれる会社(商法学)
企業＝経済活動の主体 ex.人間、家計、NPO、国家...
会社＝株式会社or持ち分会社 ex.社団、法人、営利
- カンパニーとコーポレーションとの違い。
 - Company: Cum Panis (= with bread): partnership
:職業と寝食を共にする仲間: 同業者組合: ギルド
 - Corporation: Corpus mysticum(神秘体):キリスト→王



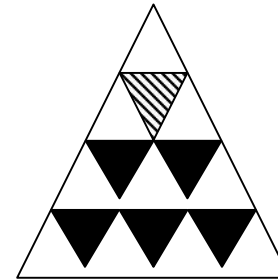
2-2 合同資本(JOINT-STOCK)

▼ 組合員=出資者間



個別資本
(Separated stocks)

▼ 理事・総裁 = 取締役



合同資本
(Joint-Stock)

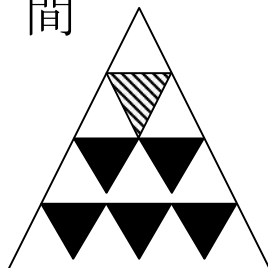
合本による
組合資産の一元管理
→



2-3 法人化された組合 (INCORPORATED COMPANY)



組合員 = 出資者
間

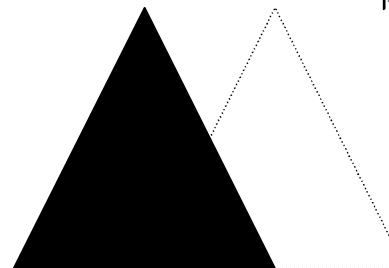


Company
組合 = 人間の結合体

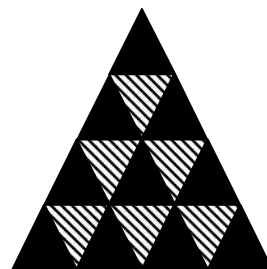
法的な主体の創造
(肉体を持たない身体)



政治的身体 肉体



Corporation
政治的な身体 = 法人



Incorporated company
法人化された組合 = 会社



3-1 企業の社会的責任論

- 社会的な信託に依拠して、会社には、法律にも定款にも明記されない特別な責任があることを説く。
- 法律: 法人が法的な能力を発揮する根拠
- 定款: 会社を設立する出資者の総意としての信託
- 社会的: 論者にその意味が規定される概念。
なにが「社会的」であり、なぜそれに善悪好悪がともなうのか。



3-2 社会性の語りかた

- ◆商法学
 - 取締役の信託に関するバーリとドットの議論
 - 法人の能力外の法理論(Ultra Vires)
 - 利益原則の例外
 - A.P.スミス事件
 - 八幡製鉄政治献金事件
- ◆企業倫理学
 - キャロルのCSRのピラミッド
 - フリーマンのステイクホルダー論



3-3 定款外の副業

会社法人の能力

(英米司法判決文における変遷)

- 法人の能力外法理(Ultra Vires) (1875年、英)
アッシュブリー鉄道会社対リッチ裁判
- 利益原則:会社の利益に直結する福祉と教育事業
(1883年、英)ハットン対ウェストコーク鉄道会社裁判
- ドッジ対フォード・モーター社裁判(1919年、米)
- A.P.スミス裁判 (1953年、米N.J.)
適度で[modest]な金額、公共の福祉[public welfare]



3-4 社会性の語りかた① 「CSRのピラミッド」

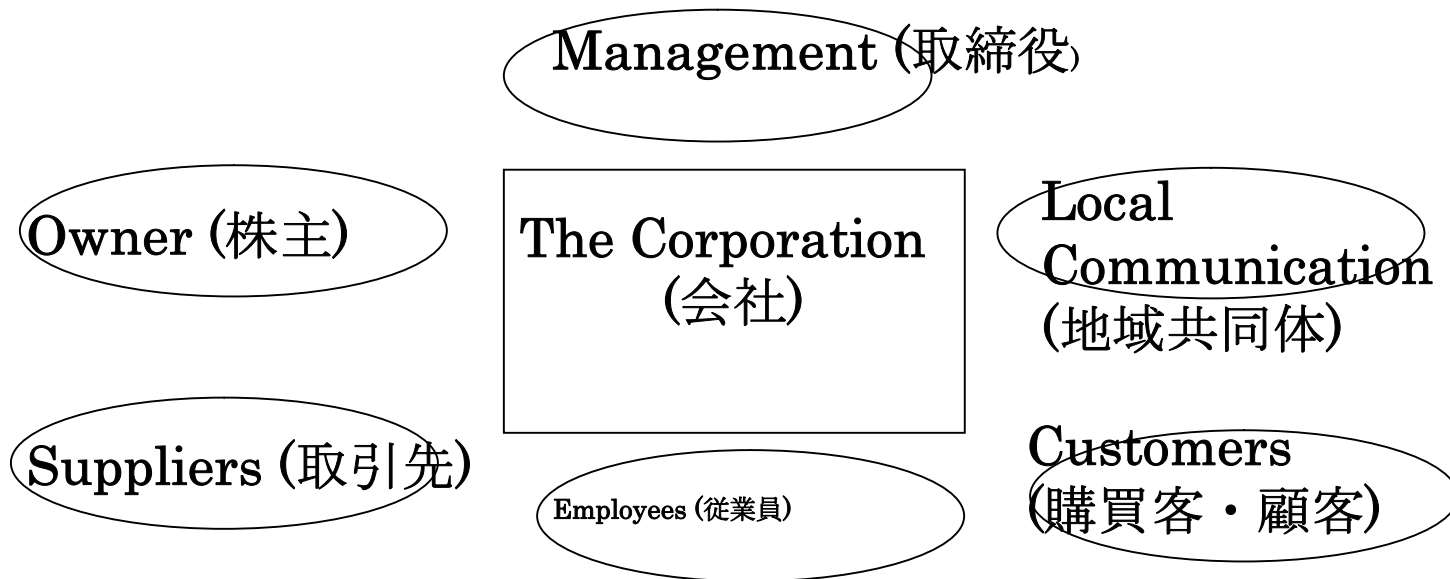


CSRのピラミッド

Carroll& Buchholtz (2006,p. 39)に筆者が加筆。



3-5 社会性の語りかた② 「ステイクホルダー論」



会社のステイクホルダーモデル
(Freeman (2002, p.42)に筆者が加筆)

)



3-6 ひとつの帰結

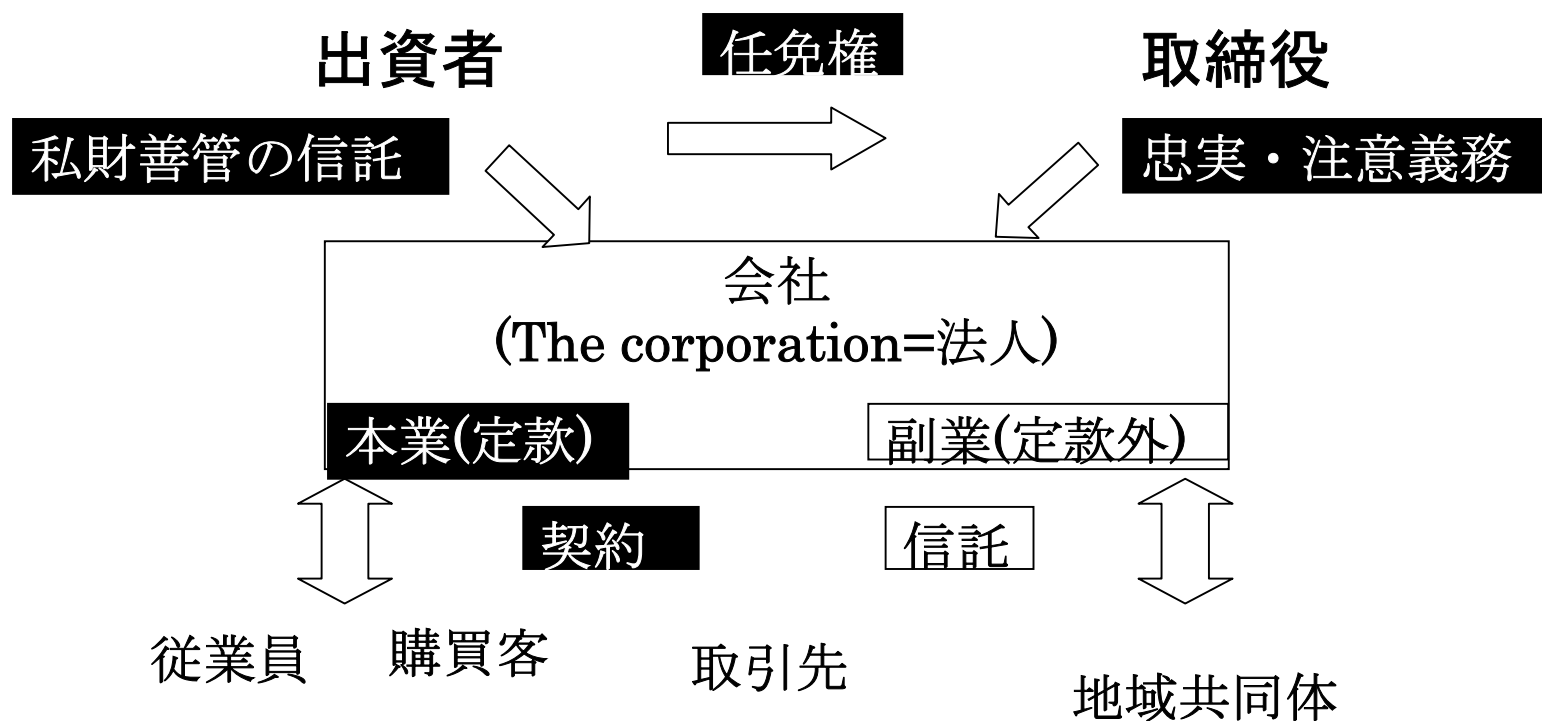
会社制度における不文律

出資者からの信託 > 「社会的」な信託

- 会社には、定款外の副業、法定水準より高く事業に取り組む能力がある。→社会的な信託に応える可能性
- ただし、取締役の裁量権のうちで、穏当な限度にかぎられる。
- 会社は社会的な信託を出資者の信託と等しく扱うこと、また優先させることは認められない。



3-7 会社制度における信託概念

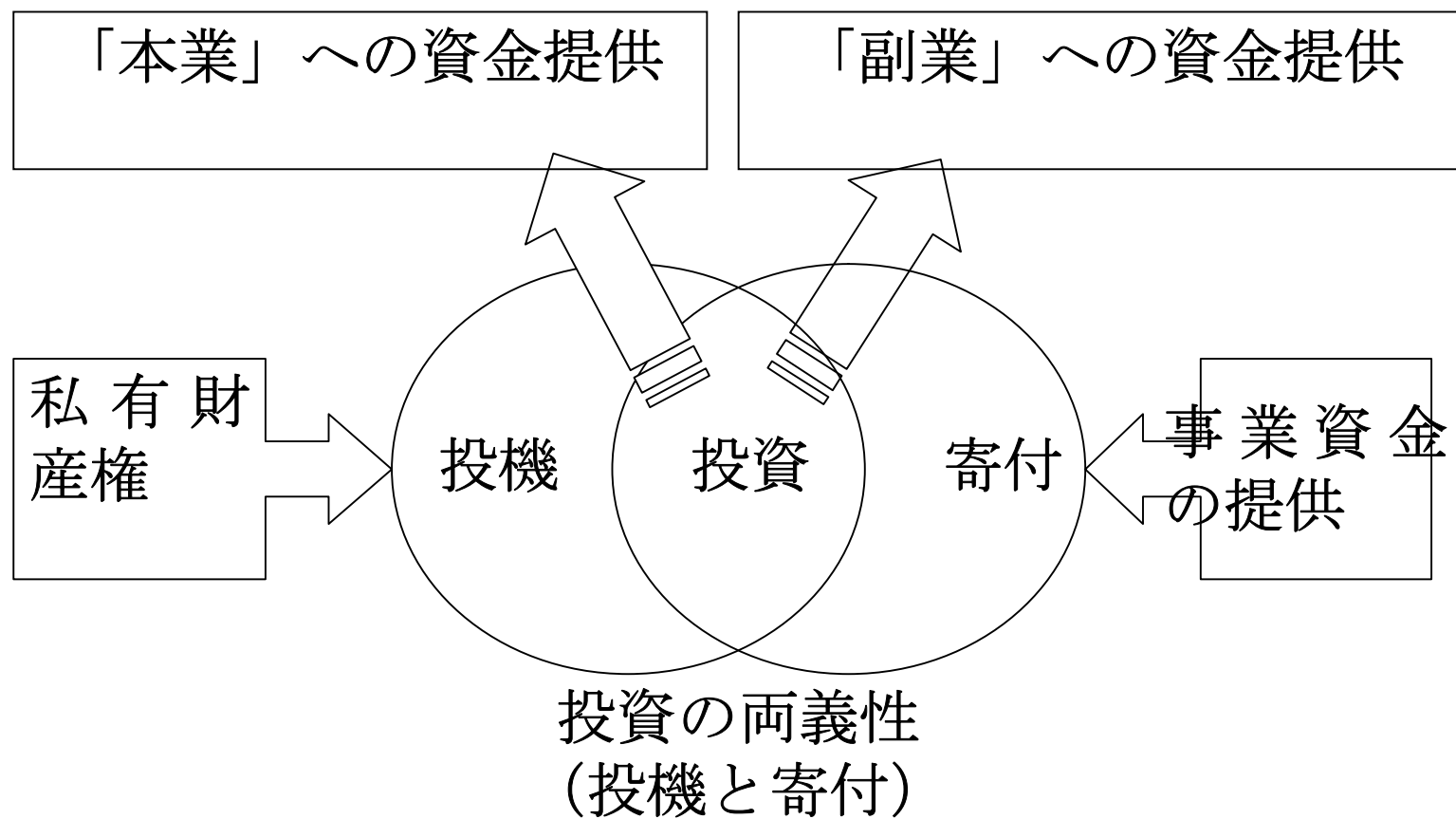


4 社会的市場

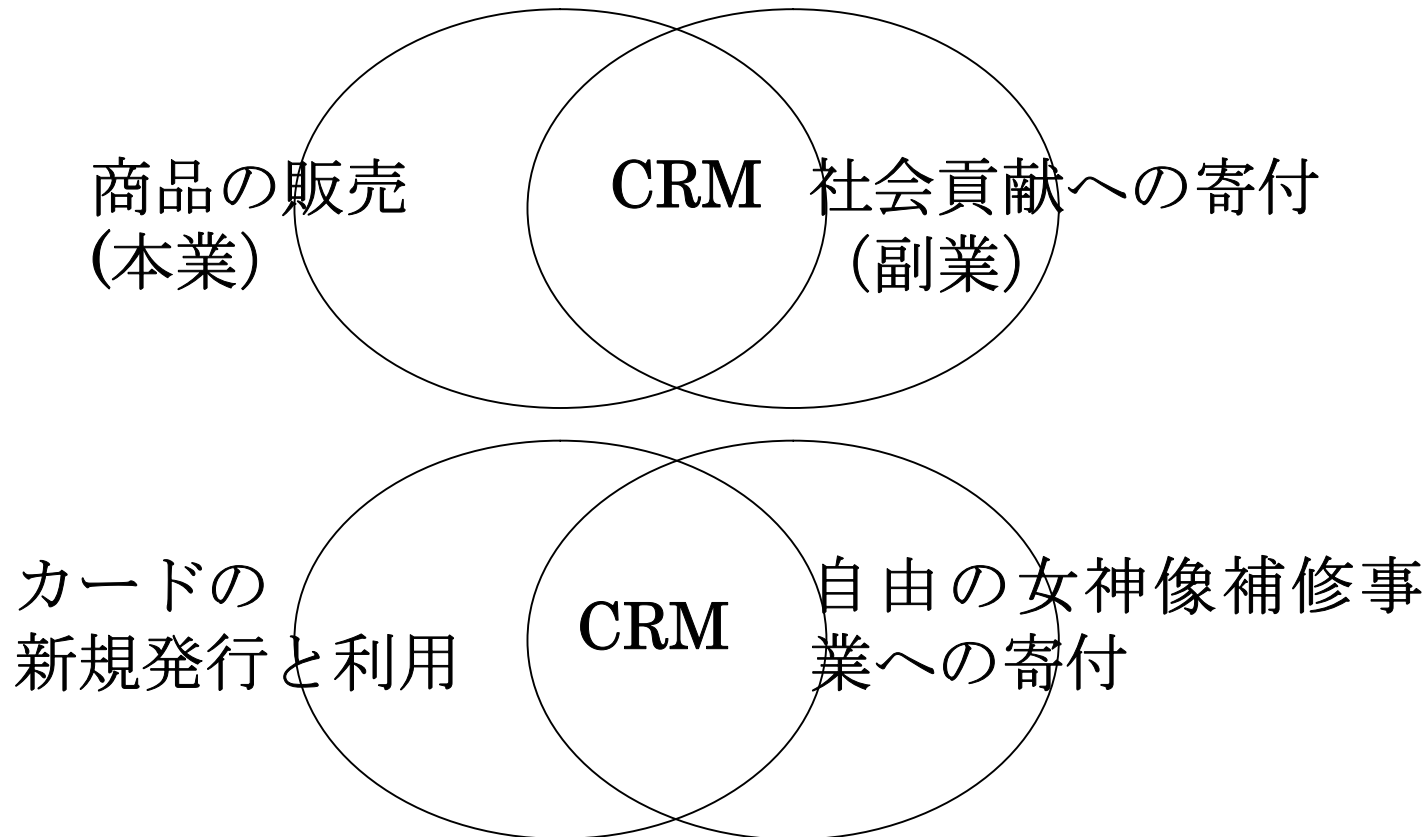
- 1970s 2つの社会的市場論(Social Marketing)
- 商品販売の意味を会社の利益追求とは異なる目的に「社会化」する。
- 社会的責任投資 (Socially Responsible Investment)
- 寄付金つき商品販売 (Cause-Related Marketing)
Ex. Fair Trade
社会的市場を買い支える2つの問題。質と量



4-1 投資概念の寄付的性質と投機的性質



4-2 寄付つき商品販売 (CAUSE RELATED MARKETING)



Cause Related MarketingとAmerican Express のキャンペーン



5-1 会社制度の身体技法

- 法人: 肉体を持たない政治的な主体と法的な契約を結ぶことができる強固なメタファー
- 会社制度に役割分担を自己規定する社会。
→ 会社を演じる。会社の名を名乗る。企業文化・社風
→ 職業を共にする仲間・家族的・共同体的
- ただし人間が法人に一体化されることはない。
- 「影の仕事」(shadow work) ⇔ 賃労働(イリイチ, 1981)
- 「感情労働」(emotional labor): 表層演技(surface acting)/深層演技(deep acting)(ホックシールド, 1983)



5-2 (結論) 倫理を語ることの意味

- テンニースによるゲマインシャフト(封建的な家族社会)とゲゼルシャフト(対等な個人間の契約社会)

→会社はゲゼルシャフトか？ 二者択一ではなく、いずれも。

会社を演じる人たちに向けて、その職業倫理を問う。

会社の役割演技に専心没頭する人たちに向けて、会社のなかの社会をいかに築くべきか。

会社を演じる人に問うことに、なすべきことを問う。帰責する。ゆえに企業倫理学が企業の社会的責任を論じる。



参考文献

- A.ホックシールド著 石川准・室伏亜希 訳 (1983).『管理される心——感情が商品になるとき』, 世界思想社)
 - Carroll, A. B. (1979). “A Three-dimensional Concept Model of Corporate Social Performance,” *Academy of Management Review*. 4(4), 497-505.
 - E.カントーロヴィッチ著・小林公訳(1957=1992)『王の二つの身体——中世政治学研究』, 平凡社
 - Freeman, R. E. (2002). “Stakeholder Theory of Modern Corporation,” in Donaldson, T., Werhane, P. H., & Cording, M. (Eds). *Ethical Issues in Business: A Philosophical Approach, 7th Ed.* New Jersey: Prentice Hall. Pp.38-48.
 - F.テニース著・杉之原寿一 訳 (1887).『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト——純粹社会学の基本概念 上下』, 岩波書店)
 - I.イリイチ著・玉野井芳郎・栗原彬 訳 (1981).『シャドウ・ワーク——生活のあり方を問う』, 岩波書店
 - 大塚久雄 (1969) 『株式会社発生史論 大塚久雄著作集 第一巻』, 岩波書店
 - 大隅健一郎 (1953) 『株式会社法変遷論』, 有斐閣
- 他、企業倫理関連の文献と年表について、管理するウェブサイトを参照のこと
(<http://www.geocities.jp/li025960/index.html>)



ご清聴いただき
ありがとうございました。

信託と倫理
—企業の社会的責任の論拠について—
高田 一樹

